

# 渡辺幾治郎の新皇室論

——特に『皇室新論』を中心として——

堀 口 修

はじめに

本稿の目的は、歴史家渡辺幾治郎の皇室論を明らかにすることである。渡辺は、昭和戦前期、宮内省臨時帝室編修局で「明治天皇紀」の編修に参画した人物で、その役割には大きなものがあつたといわれる。そして彼は、宮内省退官後、明治天皇を軸にして帝国日本の歴史を数多く著していく。そのことから筆者は、彼の歴史観、さらには明治天皇観、明治史観について検討し発表したいことがある。<sup>(1)</sup>

しかし、彼の歴史を観る視点の根底に何があるのか、特に「明治天皇紀」の編修が開始された大正期は、所謂「大正デモクラシー」状況下、国民の権利意識がより一層高まり、政治の世界では政党政治の実現に向けた諸々の動きが活発に展開していった時代である。そうした状況に対して彼がどのような時代認識を有し、また皇室と国民との関係

をどのように考えていたのか、ということについては充分検討してこなかった。

実は渡辺は、大正期、中でも第一次世界大戦後の皇室をめぐる諸問題を踏まえ、「大正デモクラシー」状況下、皇室の社会的基盤を再構築しなければならないとの問題意識から皇室も社会問題に無関心ではいられないとする問題提起を行うことに大きな意義を見出していた。この渡辺の考えを検討することは昭和戦前期の皇室と国民の関係を考える上で一つの参考材料となるものと考ええる。

抑も渡辺の歴史研究は、西洋史から始まっている。このことは非常に重要で、彼は近代日本の歴史を欧州近代史と比較して観ることのできる知識を有していた。<sup>(2)</sup>例えば、彼はロシア革命等の影響を軽視することなく、日本の社会問題の解決に皇室が大きな役割を担うと考えていた。これは皇室中心(至上)主義というべきもので、帝国日本に内在

した根本的危機（世界的規模による革命運動の激化・連鎖と政治の大衆化・民主化による統治機構の再構築問題を淵源とする危機）からすると、その後の歴史は渡辺の思考の枠では収まり切らない展開を示した。しかし、そのことで渡辺の考えを検討しない理由とはならない。皇室の存立基盤が揺らいでいた時代状況に鑑みて、日本社会の危機の本質に迫ろうとする渡辺の思考の内容を知ることが意味あることと考える。

そこで、本稿では渡辺の皇室論を著作『皇室新論』（早稲田大学出版部、一九二九年）の内容を分析することにより明らかにしてみたい。

## 一 経歴と著作

まず最初に渡辺の経歴と著作を確認してみたい。但し、詳しくは以前に書いたことがあるのでそれを参照してほしい。<sup>3)</sup>ここでは本稿に関わる点に絞って触れてみたい。

### 〔経歴〕

渡辺は、明治一〇年（一八七七）、新潟県長岡・広井十三の子として生まれる（なお長岡病院理事・北越新報社社長等を歴任した広井一は、十三の長男）。のち、同県小千谷・渡辺辰太郎の養子となる。明治三六年、早稲田大学文学部史学及英文科卒業。一時、新潟県立長岡中学校嘱託などに就くが、

明治四一年、京都帝国大学文科史学科選科入学。明治四四年、同選科を卒業すると、直ちに京都帝国大学法科大学選科に入学。大正二年（一九一三）、和歌山県誌編纂主任に就く。また、同年、京都帝国大学法科大学選科退学。大正三年、和歌山県誌編纂主任御用済につき免職。

大正四年、宮内省臨時編修局編修事務嘱託。以後、明治天皇紀の編修に参画。大正五年、臨時帝室編修局編修事務嘱託解職後、臨時帝室編修局嘱託員に就く。大正七年、臨時帝室編修局嘱託員免職後、任臨時帝室編修官補。大正一一年、任臨時帝室編修官。昭和八年（一九三三）、依願免本官後、臨時帝室編修局編修事務嘱託、元臨時帝室編修局残務整理員などに就く。

昭和九年、元臨時帝室編修局残務整理員被免。この頃一時、春猷公追頌会における『伊藤博文伝』等の編纂に参画。また彼は、臨時帝室編修局退職後、活発な著作活動に入る。<sup>4)</sup>

昭和一二年、衆議院憲政史編纂会委員（同一五年）。昭和一七年、国学院大学講師。

昭和一九年、外務省嘱託。<sup>6)</sup>昭和二一年、戦争調査会委員。昭和二三年、早稲田大学嘱託。昭和二五年、早稲田大学大隈研究室主任（後、同研究室は早稲田大学人文科学研究所と合して大隈記念社会科学研究所となる）。主に大隈文書の整理と研究に従事。昭和二六年、早稲田大学政経学部講師（同

三一年)。昭和三五年、逝去。享年八二。

〔著作〕

渡辺の著作活動の姿を知るために左に彼の著作の主立ったものを掲げる（一部改訂版等も含む。但し小冊子類は省略した）。なお\*印は、堀口修監修・編集『明治天皇関係文献集』（全一一巻。クレス出版、二〇〇三年）に収載したものである。

- 1 『波多野先生伝』渡辺幾治郎他編（悦心会、一九一三年）
- 2 『和歌山県誌』上・下巻、渡辺幾治郎他編（和歌山県、一九一四年）
- 3 『現代欧洲政治及社会史』ジー・エス・シヤピロ著 渡辺幾治郎訳（早稲田大学出版部、一九三二年）
- 4 『日本社会運動史観』（大日本文明協会、一九二五年）
- 5 『皇室と社会問題』（文泉社、一九二五年）
- 6 『皇室と社会問題 増補改訂版』（文泉社、一九二六年）
- 7 『皇室新論』（早稲田大学出版部、一九二九年）
- 8 『文書より観たる大隈重信侯』（故大隈侯国民敬慕会、一九三三年）
- 9 『文書より観たる大隈重信侯』（早稲田大学出版部、一九三三年）

10 『大隈重信関係文書』第一～第六（日本史籍協会、一九三三年～一九三五年）

11 『教育勅語渙発の由来』（秋田鉦山専門学校北光会、一九三三年）

12 『陸奥宗光伝』（偉人伝全集第一六巻）（改造社、一九三四年）

\*13 『明治史研究』（楽浪書院、一九三四年。文献集第一〇巻）

14 『教育勅語渙発の由来』（学而書院、一九三五年）

15 『明治天皇と立憲政治』（学而書院、一九三五年）

16 『明治天皇と軍事』（千倉書房、一九三六年）

17 『明治史講話』（吉川弘文館、一九三六年）

18 『明治天皇と輔弼の人々』（千倉書房、一九三六年）

19 『明治天皇と軍事一斑』（渡辺幾治郎述、弘田臥石編著。弘田自然、一九三七年）

20 『人物近代日本軍事史』（千倉書房、一九三七年）

21 『日本憲法制定史講』（千倉書房、一九三七年）

\*22 『日清・日露戦争史話』（千倉書房、一九三七年。文献集第八巻）

23 『日清・日露戦争史話』（新装普及版）（千倉書房、一九三七年）

24 『日清戦役時代』（大日本国民史第九巻）（太陽閣、一

- 九三七年)
- 25 『日本戦時外交史話』(千倉書房、一九三七年)
- 26 『明治天皇と明治の建設』(千倉書房、一九三七年)
- 27 『明治天皇と立憲政治』(改訂版)(政経書房、一九三七年)
- 28 『明治天皇と御巡幸』(長野市聖徳記念会、一九三八年)
- 29 『日本近世外交史』(千倉書房、一九三八年)
- 30 『明治天皇と教育』(千倉書房、一九三八年)
- 31 『明治天皇と軍事』(新訂増補)(千倉書房、一九三八年)
- 32 『明治天皇と輔弼の人々』(新訂増補)(千倉書房、一九三八年)
- 33 『外交と外交家』(千倉書房、一九三九年)
- 34 『日本憲政基礎史料』議會政治社編輯部編、宮越信一郎著、渡辺幾治郎監修(議會政治社、一九三九年)
- \* 35 『日本憲法制定史講』(改訂版)(千倉書房、一九三九年。文獻集第七卷)
- 36 『教育勅語の本義と渙発の由来』(藤井書店、一九三九年)
- 37 『教育勅語の本義と渙発の由来』(福村書店、一九三九年)
- 四〇年)
- \* 38 『明治外交史話』(ラジオ新書三三)(日本放送出版協会、一九四〇年。文獻集第九卷)
- 39 『皇国大日本史』(朝日新聞社、一九四〇年)
- 40 『一般史』(現代日本文明史第一卷)(東洋經濟新報社、一九四一年)
- 41 『明治維新と現代日本』(東洋書館、一九四一年)
- 42 『陸奥宗光伝』(改造社、一九四一年)
- \* 43 『明治天皇の聖徳』(総論・政治・軍事・教育・重臣)(千倉書房、一九四一〜四二年。文獻集第一卷〜第五卷)
- \* 44 『昭憲皇太后の御坤徳』(東洋書館、一九四二年。文獻集第六卷)
- \* 45 『歴史を作る人』(東洋經濟新報社、一九四二年。文獻集第一卷)
- 46 『大隈重信 新日本の建設者』(照林堂書店、一九四三年)
- 47 『皇国の理念』(東興社、一九四三年)
- 48 『皇軍建設史 基礎資料』(共立出版、一九四四年)
- 49 『明治史研究』(改訂増補)(共立出版、一九四四年)
- 50 『史伝山本元帥』(千倉書房、一九四四年)
- 51 『太平洋戦争の歴史的考察』(東洋經濟新報社、一九四七年)

- 52 『大隈重信』（大隈重信刊行会、一九五二年）
- 53 『大隈重信』（三代宰相列伝）（時事通信社、一九五八年）
- 54 『明治天皇』（上・下巻）（明治天皇頌徳会、一九五八年）
- 55 『明治天皇』（上・下巻）（宗高書房、一九五八年）
- 56 『明治天皇』（上・下巻）（文化資料調査会、一九五八年）
- 57 『明治天皇』（上・下巻）（明治神宮社務所、一九六〇年）

渡辺の研究は、明治天皇・昭憲皇太后を中心として明治史を政治・外交・軍事の多方面から研究したもの、及び大隈重信の研究を大きな柱としつつ、陸奥宗光・山本五十六などの研究も行っている。こうした傾向は、彼が宮内省で「明治天皇紀」の編修に従事したこと、また早稲田大学の出身で、大隈研究室に勤務したことが背景にある。しかし、それ以外にも社会運動、社会問題、皇室論、教育勅語等にも問題意識が向いていることに注目すべきものを有している。

社会問題と皇室論は、一見するとその関連性が分かりにくいのが、彼はロシア革命等の日本に対する影響を軽視できないとの立場から、日本の社会問題の解決に皇室が大きな

役割を担っていると説く。こうした言説は、まさに皇室中心（至上）主義そのもので、既述したように当時の帝國日本が抱えていた根本的危機からすると、皇室の存在がその問題の解決に結びつくとの見解には十分な検討が必要であるが、当時の渡辺は、「大正デモクラシー」状況下、皇室と国民の関係を明確に認識しないといけないとの問題意識から皇室と社会問題に重要な意味を見出そうとした。また渡辺は、教育勅語等にも着目して研究しているが、その根底には右の問題意識と関連してのことと思われる。

## 二 『皇室新論』前史

渡辺の『皇室新論』の内容を検討する前に行っておかないといけないことがある。実は渡辺は『皇室新論』を発表する前の大正一四年に①『日本社会問題史観』（大日本文明協会）と②『皇室と社会問題』（文泉社）を立て続けに発表している。後述するように『皇室新論』は、②の改訂版ともいえるべきものであるが、①の知見も十分踏まえていることは明らかなので、敢えていうと①と②を踏まえて自分の考えを総合的に纏め上げたものということができる。そこで、まずは①と②はどのような問題意識の下に書かれたものなのかを確認してみたい。但し、本筋から逸れることは避け、ここではあくまでもその結論的見解を確認するに止

めたい。

①の構成は、左の如くである。

- 第一章 社会問題概論
  - 一 社会問題の意義
  - 二 社会問題解決の必要
  - 三 社会問題研究の必要
- 第二章 歴史上の社会問題
  - 一 上古及び中世の社会問題
  - 二 近世の社会問題
  - 三 徳川時代の社会政策
  - 四 明治維新と社会革命
- 第三章 現代の社会問題
  - 一 産業革命
  - 二 産業革命と社会の変化
  - 三 社会問題の発生
  - 四 労働問題
  - 五 貧乏問題
  - 六 貧乏の原因
- 第四章 社会問題の解決
  - 一 社会主義か社会政策か
  - 二 社会政策概論
  - 三 社会政策の動機

## 第五章 社会政策各論

- 一 貧乏絶滅の社会政策
  - 二 労働者保護に関する社会政策
  - 三 社会事業
  - 第六章 労働運動
    - 一 労働運動の発達
    - 二 労働組合
    - 三 近時の労働運動
    - 四 国際労働会議
    - 五 農業労働運動
  - 第七章 日本社会問題の特殊性
    - 一 皇室と社会問題
    - 二 皇室の特殊性と社会問題
    - 三 社会問題に対する皇室の伝統政策
    - 四 皇室と社会事業
- この著作で渡辺のいわんとするところは「自序」に明確に説示されている。曰く、「近代の日本に生起せる社会問題の意義から起原発達を尋ね、その特性特質を明かにし、以て社会問題の研究とその解決とに幾分なりとも資」することにあり、そのためには比較研究と歴史研究が必要とする。但し、比較研究は文明協会の主要目的の一つで、社会問題に関する多くの名著が翻訳紹介されているので、この

方面は力めて省略し、歴史研究の方に力を尽したという。

予は社会問題の研究には比較研究と歴史研究の特に必要なることを高唱するもので、比較研究でなければ、東西洋の社会問題を比較し、その普遍性を明かにして、その意義を究め、彼の進歩せる経験と解決法とを学ぶことが出来ない、歴史研究でなければ、社会問題の起原発達を尋ねて、その特殊性を明かにし、特殊な研究と解決法とを求むることは出来ない<sup>(8)</sup>と信ずるのである。この故に予は本書に於てもこの両研究を併用し、一は以て近代日本の社会問題の興起を世界共通な必然的の歴史的事実として観察し、一は以て我が社会問題は我が国情及び歴史を基礎として生じた問題で、彼が国情及び歴史を基礎として生じた彼が社会問題と必しも同一でない、そこに特殊なものがなければならぬといふことを見ようとしたのである。

渡辺曰く、本書は西洋との比較を行うことで近代日本の社会問題の興起が世界共通の必然的歴史事実であること、日本の歴史を研究することで日本の社会問題が国情と歴史を基礎として生じた問題であることを明らかにすることにありという。渡辺は、「普遍性」と「特殊」の二つの要素から日本の社会問題を説明しようとしたのである。

②の構成は、左の如くである。

第一章	緒論
第二章	民主思想
一	政治的民主主義
二	立憲政治と普通選挙
三	普通選挙法の歴史
四	普通選挙と皇室
五	普通選挙と政治
六	普通選挙と社会問題
七	人民の政治が実現され、社会問題が解決する、課程
第三章	社会問題
一	社会問題解決の必要
二	社会問題研究の必要
第四章	現代社会問題の起源
一	産業革命
二	産業革命の影響
第五章	貧乏問題
第六章	社会運動の発達
一	労働運動の進歩
第七章	社会主義と社会政策
一	社会主義
二	社会政策

## 第八章 国体と民主思想

### 一 建国の体制

### 二 歴代聖帝の政治

## 第九章 皇室と社会問題

### 一 皇室と社会問題の史的考察

### 二 明治維新と社会問題

## 第十章 国難と皇室

## 第十一章 皇室の進歩性

## 第十二章 皇室と社会事業

### 一 皇室社会事業の歴史

### 二 明治天皇と社会事業

### 三 皇室社会事業の種類

## 第十三章 現代社会問題と勤儉

## 第十四章 結論

### 附 録

日露国交の回復が我が社会に及ぼす影響  
右の諸章を検討した結果、渡辺は「第十四章 結論」で  
つぎのように説示する。

国体は一君万民の平等主義で、民主思想と背馳せず、  
社会問題の解決には常に多数人民の幸福を目的として、  
周囲の少数権貴を抑へ、其の爲めには皇室自からの利  
益を犠牲に供して顧みぬといふ伝統的政策を有する我

が皇室に於て、土地人民を統治するは私有物として領  
有するのでない、皇位にあるは一身一家の享樂の爲め  
でない、全く人民の幸福の爲めであるといふ犠牲的精  
神の横溢する我が皇室に於て、国家人民の生死存亡に  
関するといふ所謂国難に際しては、身を以て其の難に  
代はらせ給ふ光輝ある歴史を有し、今尚ほ其の精神の  
嚴然たるを見る我が皇室に於て、溢る、如き博愛仁慈  
の精神を以て常に弱者に同情し、社会的事業を励み給  
ふ我が皇室に於て、大人制を立つる義必らず時に随ふ、  
苟くも民に利あらば何ぞ聖人の業に妨はんとて、神武  
創業の昔より旺盛なる進歩的精神に富み、旧來の陋習  
を破り、天地の公道に基いて、知識を世界に求むると  
いふ方針とし、絶へず其の方針に進みつゝある、我が  
皇室に於て、いかで一部の急進主義者が疑惑するが如  
きことのあるべき、如何なる進歩せる社会政策も行は  
れ、社会改革も行はれ得るのである。

露西亞のボルシェビキーの徒は独裁的なザールの皇  
室を倒すにあらずんば、其の主義を實行し得ないと信  
じて、皇室を亡し、独逸の社会主義者も其の主義を實  
行せんが爲めに、其の皇室を倒してしまつた。彼等は  
総て皇室を以て少数権貴の代表者となり、また資本主  
義者の代表となし、皇室は彼等の敵で、到底彼等と両

立せない、皇室を倒すでなければ、其の主義を實行し得ないと考へたからである。若し我が国の社会問題の解決を企図する者にしてかゝる思想を抱懐する者があるとしたならば、これは全く我が皇室の性質を知らず、また皇室と民主主義や社会問題との關係を了解しないからである。我が皇室は少数貴族のみの味方でも、資本家のみの味方でもまた労働者のみの味方でもない。無論これ等々人の敵でもない。皇室は一視同仁、総ての階級、総ての人民の味方で、総ての階級、総ての人々の幸福を望み、所謂一人も其の処を得ざるなきを欲し給ふ広大な博愛仁慈の精神であらせらるゝのである。この皇室に何んで現代の社会問題が解決されぬことがあるべき、若し此処に疑惑を抱くものありとせばこは全く我が皇室を理解せぬからである。予は我が国に於ては皇室を除外して、社会問題解決の道なきことを断言して憚らないのである。

若しまたこの解決の結果を疑ふものあらば、これ亦我が歴史と皇室とを知らないからである。大化改新には所謂国家社会主義を行つて、当時の社会問題を解決した結果、奈良平安二朝の文化を開き、明治天皇は自由主義によつて封建的社会問題を解決し、立憲政治と各種の社会事業を行つて、益々皇室の尊栄と光輝とを

發揮されたのである。今後にあつても、社会問題の解決と社会の革新とによつて、我が皇室が益々光輝と尊栄とを加ふるに至るべきは歴史の証明する処である。道理の指示する処である。我が国の社会問題の解決に志し、皇室の尊栄を冀ふものは等しく此処に思を寄せ、等しく此処に徹底せねばなるまい。

一読して明らかかなように渡辺の論理は単純明快である。「国体は一君万民の平等主義で、民主思想と背馳」しない、皇室は人民の幸福のために犠牲的精神が横溢し、「博愛仁慈の精神を以て常に弱者に同情し、社会的事業を励」み、「旺盛なる進歩的精神に富」み社会政策・社会改革も行つてきた。

ロシア革命やドイツ革命を強く意識した上で、「皇室は一視同仁、総ての階級、総ての人民の味方で、総ての階級、総ての人々の幸福を望」み、「広大な博愛仁慈の精神」により社会問題の解決にあたる皇室を除外することはできない。

歴史的にみて皇室は社会問題の解決を図り、明治天皇は「自由主義により封建的社会問題を解決」し、「立憲政治と各種の社会事業」を行つてきたので、今後も「社会問題の解決と社会の革新」により皇室が益々光輝と尊栄とを加えるのは歴史の証明するところである。即ち、渡辺のいうと

ころは、皇室は革命の対象ではなく皇室を除外して、社会問題解決の道はないというのである。

詳しくは後述するが、渡辺の二つの著作から彼が如何に時代状況に敏感に反応した問題意識を持った上で、皇室の在り方を説いていたかが理解されたと思う。

### 三 『皇室新論』の研究課題

ここでは渡辺の皇室論を検討するためのテキストとして『皇室新論』を取り上げる。『皇室新論』は、『皇室と社会問題』を整理して仕上げたものである。それは、彼の「自序」に「時勢の変化は、旧著（『皇室と社会問題』——引用者）に安ずること能はざらしめたので、或は削り、或は補ひ、その大部分を書き直し、更に皇室と国民生活の関係を尋ねて、その一体の理を究め、それに報恩、勤儉及び社会問題の倫理的解決等の数章を加へて、皇室尊崇の淵源を求めたのが本書である」との言に明らかである。よって、本論稿の課題を果たす上で、『皇室新論』が渡辺の見解を知る上で最も相応しいものと判断した。なお渡辺は、『日本社会問題史観』に触れていないが、『皇室新論』の内容からして前者の知見も十分生かされていることは明らかである。

さて、『皇室新論』の構成は、左の如くである。なお、「序言」は、高田早苗が寄せている。

#### 序言

#### 自序

#### 第一章 緒論

- 一 皇室尊崇の道は何処に求むべきか
- 二 皇室の尊崇は国民生活との関係を考察するを最も要とす

- 三 社会問題の発生及び運動の勃興と皇室に対する新しい問題

#### 第二章 民衆思想

- 一 民衆主義の意義とその起原及び発達
- 二 政治的民衆主義
- 三 民衆政治と立憲政治及び普通選挙
- 四 我が国に於ける民衆政治の発達
- 五 普通選挙権獲得の運動

#### 第三章 社会問題

- 一 社会問題の意義
- 二 社会問題解決の必要
- 三 現代社会問題の起源
- 四 社会運動の発達
- 五 日本に於ける現代社会問題の起源
- 六 日本に於ける労働問題の発達
- 七 無産者の政治運動と政党の組織

八 何故に予は民衆主義を説き、社会運動を論ずるか

#### 第四章 国体と民衆思想

一 建国の体制

二 人民の爲めの天皇の政治

政治の精神―天皇の政治は平和主義―政治の方法―国体は最近政治理想を包含す

三 直訴問題

第五 皇室と社会問題

#### 第五章 皇室と社会問題

一 皇室と社会問題の史的考察

二 上古に於ける皇室と社会問題

三 中古に於ける皇室と社会問題

四 近世に於ける皇室と社会問題

明治維新と社会問題

#### 第六章 国難と皇室

#### 第七章 皇室の進歩性

#### 第八章 皇室と社会事業

一 皇室と社会事業の歴史

二 明治天皇と社会事業

三 皇室社会事業の種類

東京慈恵医院―済生会―愛国婦人会―慶福会

#### 第九章 皇室と国民生活

一 明治維新に於ける皇室と国民

二 皇室と国体に関する国民思想の変遷

三 進歩主義者の皇室論

四 保守主義者の皇室論

五 進歩主義か保守主義か

六 皇室と国民生活の一致

七 将来の皇室と国民

#### 第一〇章 皇室と報恩思想

一 報恩思想の史的考察

仏教四恩の教―儒教の報恩の教―神道の報本の教

二 報恩思想の変化

思想の変化―社会の変化

三 報恩の一念發揮するに及ばざるか

社会的に見たる報恩

四 奉仕生活と社会問題

五 二宮尊徳の報徳教

六 報恩の原理―報恩の方法

皇室と報恩思想

第二章 皇室と勤儉

#### 第二章 皇室と勤儉

一 社会的に見たる勤儉

二 勤儉の史的考察

中世の勤儉観―近世の勤儉観

### 三 勤儉思想の変化

道徳的に見たる勤儉―経済的及び社会的に見たる奢侈

### 四 勤儉の道徳的及び社会的価値

### 五 皇室と勤儉

明治天皇と勤儉

## 第二章 結論

一 聖詔を拝読し社会問題の倫理的解決を論じて結論に及ぶ

二 倫理的解決の条件

三 労資両者の反省

四 合理的で秩序的

五 全国民の幸福

六 皇室と国民は一体

本書の問題提起は、最初の「第一章 緒論」に明示されているのでそれを検討してみたい。

「一 皇室尊崇の道は何処に求むべきか」では、「世界の動を觀、欧州の皇室を眺め、退いて我が国の現状を見るときは、皇室を論ずるのまた止を得ざるをと、その必要を痛感」<sup>(10)</sup>するのであるが、要は「皇室論」の内容と説き方が問題であるとする。そして、「皇室の尊崇を説き、これを擁

護し、その光輝を發揮せんとするには、常に時代を考へねばならぬ。時代の流れを眺め、変化を究め、その精神を察し、そこに皇室との關係を考察」<sup>(11)</sup>しないといけないという。この時代と皇室の關係を重視する考え方は、「予は今日に於て皇室を説くものが、時勢の進歩に何等の考察を加ふることなく、様によつて胡盧を描き、千年一日、今尚ほ大化、若しくは幕末にあらざれば、明治の皇室論を繰返し居ることを遺憾」<sup>(12)</sup>との文により一層明確となる。渡辺は、時勢の進歩を考察し、新たな皇室論を説く必要があるとしている。

「一 皇室の尊崇は国民生活との關係を考察するを最も要とす」では、「抽象的に皇室の尊崇を説くが如きは、殆ど無用である。たゞ時勢との關係を考察することに於て、その必要を見る、こゝに皇室の淵源の深くして、その基礎の鞏固なることが証明」<sup>(13)</sup>され、皇室の眞の価値は「時代の最も重大な、困難な問題に就て、皇室との關係を考察し、其の問題の解決に就て、皇室の地位、其の本体、其の機能、其の作用等を考」<sup>(14)</sup>えることで發揮されるとする。

では、現代の最重要問題は何か。それは「世界的思潮たる民衆社会思想と社会問題の解決とにあるとする、即ち政治的には民衆思想を徹底して、完全なる国民生活の実を挙ぐることに、社会的には、完全に社会問題を解決して、国民

生活を安定<sup>(15)</sup>」させることにあり、「現代に於て民衆思想の発達し、社会問題の成起し、これを解決せんとする政治及び社会運動の勃興するは、時勢の進歩と社会組織の変革と共に伴ふ必然的な事実である、避くべからず、抑ふべからざる歴史的大勢<sup>(16)</sup>」であるとする。

ここで渡辺は、欧州での歴史的現象を引き合いに出す。即ち「かの私有財産の豊富は世界第一と羨望されてゐた露西亜の皇室が滅亡し、君権の強大と法制の完備とに於て世界第一と誇つてゐた独逸の皇室が滅亡し神聖ローマ皇帝以来の名譽の歴史と家格を誇つてゐた奥大利の皇帝が滅亡したのは、何の故であつたか。これ等の国は平時に於て皇室と社会主義者との軋轢が絶えないで、常に抗争続けてゐたが、世界の大戦に際して、国民の生活が脅威せらるゝや、皇室があつては戦争が終局することなく、国民生活の安定が期し得られないといふので、遂にあの惨状を見るに至つた<sup>(17)</sup>」と。他方、日本の皇室は、「建国以来国家の危急、存亡の国難に際し、また政治及び社会の重要問題に際して、その中心となり、先頭となつて、問題を解決し、時艱を救済<sup>(18)</sup>」したという。

そして渡辺は、「予は真に皇室の尊栄と国家の発達とを冀ふ人は、この問題に明瞭なる解決を下して、国民に信頼を与へ、確信を抱かしむるこそ、現下の最大急務」と断言

する。

「三 社会問題の発生及び運動の勃興と皇室に対する新しい問題」では、社会問題の発生と社会運動が勃興したことから、皇室の前途に渡辺は二種の疑問と恐怖が起つたという。

一つは、保守的右傾主義者から起つた。それらの人々は、社会問題の発生と社会運動の帰結が皇室に有害と考える。確かに「最高学府の学生から、朝憲を紊乱し、皇室を蔑視せんとするものが出で、而かもその徒は尽く現代の社会問題を解決」しようとして、「社会革命を唱へ、社会運動をなすの徒であるといふに至つては、世人が社会革命を説く所謂社会主義者及び運動家を排斥し、遂には延て総ての社会問題を叫ぶ人々を斥けんとするは、所謂、坊主が憎くけりや、袈裟まで憎しといふ類であろう。兎角新主義及び新運動の勃興を必然的と歴史事実と見<sup>(19)</sup>ていないとする。保守的右傾主義者は、イタリヤのムッソリーニのファシスト党が直接手段で社会党を圧抑して国勢を挽回事蹟を学び範としてゐる。

また、明治一〇年代に自由民権の説がはじめて唱導された時、右大臣岩倉具視は国会開設により「下上を尅し、大権下に移る<sup>(20)</sup>」ものとし、明治一五年には府県会の中止を建議した。また、前参議佐佐木高行は明治二二年に国会が開

設されれば、「敬神思想が衰頹し、国体の前途が案じられるといふので、国会開設前に神祇院を宮内省中に設けて、敬神思想を涵養し、国体の擁護を図らねばならぬと熱心に主張<sup>(21)</sup>」した。

しかし、その後の歴史は「自由民権思想の發達と国会の開設とが国民に与へた好影響を物語り、岩倉具視等の心遣が杞憂に過ぎたことを示」したが、今回はどうであろうか。このことを充分に研究し、確かめなければならない「重大問題」であるとする。<sup>(22)</sup>

二つは、急進民主及び社会主義者から起こった疑問。彼等は、「国体は独裁的で、世界的思潮たる社会民主思想と相容れず、我が皇室は保守思想の源泉で、貴族及び資本家階級の代表者で、その味方で、無産階級の味方でない。故に皇室があつては社会問題が解決され、民主主義も、社会主義も行はれる期がない」という。こうした極端に走らないでも、今日社会主義を唱えて運動を行う徒にはこうした傾向が存することは否認されない。また「蕩々として底止するを知らざる現代の社会及び民衆の思想に対して、はたまた社会運動に対して、我が皇室及び国体は如何に成り行くべきか、誠に由々しき大事である。これ亦充分に研究し、闡明を要する重大問題<sup>(24)</sup>」であるという。

ついで渡辺はいう。「従来我が国で、皇室の尊崇を教ふ

るは多く感情的で、理智的でない」、「現代国民は更に理智的に皇室を理解し、皇室と国民との関係を正義の上より、また公益の上より離るべからざる関係にあることを理解」しないとけない、<sup>(25)</sup>

そして最後に、「我が皇室及び国体が、現代思想の根柢たる社会及び民衆思想に対し如何なる関係にあるか、現代の社会問題の解決に対し、如何なる地位にあるかを研究し、国民生活との関係に及び、以て上述の右傾及び左傾の二主義より起る恐怖に対し、疑惑に対し、果してその実あるや、否やを考究し、若し実なしとせば、両者の誤謬を指摘し、その恐怖と疑惑とを解き、併せてその解決方法を尋ねる」<sup>(26)</sup>と述べて、本書の研究課題を明らかにする。

#### 四 「皇室新論」にみる新皇室論

つぎに、第二章以下の内容を検討してみたい。なお、内容がかなり多岐に渉るものなので、むしろ渡辺が唱えたかったことをいくつかのキーワードを設けて検討してみたい。

##### 1 民衆思想

民衆思想についての渡辺の認識は明瞭である。「第二章民衆思想」は、「一 民衆主義の意義とその起原及び發

達」、「二 政治的民衆主義」、「三 民衆政治と立憲政治及び普通選挙」、「四 我が国に於ける民衆政治の發達」、「五 普通選挙権獲得の運動」で構成されているが、欧州と日本における政治の民主化の流れを説明したもので、要点は民衆は与えられた政治ではなく、自らが主体的に政治を行うことを求める流れにあることを指摘している。

我が国に於て民主主義、民衆主義、若しくは民本主義と称するは、デモクラシーの訳語である。デモクラシーとはギリシア語の人民政治といふ語で、アゼンスの学者が、賤民の跋扈を憎んで用ひた軽蔑の語であつたが、今日では軽侮の意味はない、却て現代の政治社会及び、經濟に於ける根本思想となつた重要な思想である。

近代に於けるこの民衆思想は、十八世紀に仏蘭西に起つた天賦人權説に基いて、人は生れながらに自由にして、且つ平等の権を有すといふ思想から起つたもので、国民としては貴賤、貧富、強弱を問はず、はた男子たると女子たるとを問はず、悉く平等であるから、何人も国家に対し、社会に対し、平等の権利を有し、平等の機会を享け、待遇を得ねばならぬと要求するのである。

この要求が政治上に現はれ、参政権の平等を要求す

るときは、政治的民衆主義となる、我が国に於ける藩閥政治の打破、普通選挙の要求等はこれから起つたのである。この要求が社会上に現はれ、男女の平等と機会の均等とを要求するときは、婦人問題となる、婦人参政権始め各種の婦人運動はこれから起つたのである。またこの要求が經濟及び社会上に現はれ、經濟上に於ては生産、分配及び消費の平等を要求し、社会上に於いてはすべての階級の平等を要求するときは、産業民衆主義となり、社会主義となる、現代の労働運動は多くこの主義を背景として起つたのである。<sup>27)</sup>

民衆主義は更に進んで、人民の行ふ政治たるべきことを要求するのである。これは自己の幸福は自己が最も能く知つてゐるごとく、人民の幸福は人民が最も能く知つてゐるから、人民自身に政治をまかすが、最も能くその目的を達することとなるといふことから自然に出でたのである。人或は、民は由らしむべし、知らしむべからず、民衆主義は衆愚政治である、眞の彼等の幸福は却つて少数の賢者の政治によつて得られるといふが、明君賢相は何等もあるものではない。堯舜禹湯の如き明君あれば、ネロ桀紂の如き闇君もある。賢者の政治のみを恃みとすることは出来ないから、多

数者の政治が最も公正にして過失が少く、信頼するに足ること、なる。従つて国家の政治はこの多数政治が最も進歩した制度と認められるに至つたのである。併し現代人が人民の政治を要求するのはこれのみではない、自覚せる現代人は自分等の行ふ政治でなければ、如何に善政なればとて決して満足せないのである。十八世紀啓蒙時代の明君、フレデリック大王の如く、人民の幸福利益を招来する仁政を施しても、人民は最早や満足せなくなつた、これは教育の進歩、人智の發達に伴ふ人民自覚の然らしむる所で、また人間の自然の性情に基づくのである。<sup>(28)</sup>

右の二つの箇所の中から立憲政治や普通選挙がどのように認識されていたかは明らかであろう。

## 2 社会問題

つぎに社会問題であるが、既述したように渡辺の社会問題生起の背景・原因についての認識は明瞭で、「第三章 社会問題」でも同じ認識を示している。そして、同章の「八 何故に予は民衆主義を説き、社会運動を論ずるか」で、同問題の解決についてつぎのように述べる。

予は社会問題の倫理的解決を理想とし、更にそれによつて皇室の尊榮を増進せんと冀ふものである。倫理的

解決とは合理的を意味するので、その基礎は相互に於ける同情ある理解と正しき批判の智識の上に置かれねばならぬと信じ、敢て煩を厭はずこの叙説をなしたのである。若し民衆主義の發達も、社会問題の勃興も、真に歴史的必然の勢に出で、国民自然の要求に基いたものなることを了解すれば、これが対策を定むるに於て、自ら方策あることを知るであろう。更に下章説く処によつて、我が皇室及び国体の真髓を明かにし、これを現代の思想及び運動に及ぼして考察したならば、両者の關係に於て、大いに會得することあり、社会問題を解決して、国民生活を安定すること、はたまた皇室の尊嚴を増進し、尊崇の理を国民に徹底せしむることに於て、大いに益することがあるであろう。これ予が現代に於て、皇室の尊崇は国民生活との關係を考察するを以て、最も肝要となると唱ふる所以で、これを説明する、先づこゝから説かねばならぬと信じたからである。<sup>(29)</sup>

渡辺は、社会問題は「倫理的解決」を理想とし、「倫理的解決」とは「合理的を意味する」という。因みに渡辺は、この「合理的」とするところから社会問題生起の背景・原因を実に理智的に説き、同問題は「歴史的必然」として認めることは確認したことである。

さて、では社会問題の解決をはかるとはどのようなことであろうか。それは、皇室及び国体の真髓を明らかにすることから社会問題解決の道が導き出され、そのことから国民生活の安定がはかられ、皇室の尊厳が増進し、尊崇の理が国民に徹底されるという。

### 3 国体と民衆思想

ここでは、国体の真髓とはどのようなことなのかを確認してみよう。「第四章 国体と民衆思想」の「一 建国の体制」の中で、古代からの国体のあり方を説き起こして明治維新まで及びつぎのように説く。

かくの如く封建階級の制を破つて、一君万民の平等主義を確立し、人權を貴び、公議を重んじ、万民を安撫して各その処を得しめ、旧来の陋習を破り、天地の公道に基づつて、大に皇基を振起せんとするは明治天皇の思召で、彼の維新の皇猷とはこれを指すので、これを恢宏し、これを紹述せんとするのが、明治大正を指導した大精神であつたのである。この内には民衆主義の主張も、社会主義の理想も、尽く含有されてあまりある。今更らこれ等の主張や理想に憧憬するにも、嫌忌するにも及ばぬ、まさにこれ建国の大本に基づき、祖宗の宏漢によつたもので、永く帝国統治の方針を示す

ものである。今上陛下朝見の詔に、維新の宏漢を頭要せんことを懋むべし、と宣はせたまうたのはこの所以である。<sup>(30)</sup>

この要点は、明治維新の大精神の中には民衆主義の主張も社会主義の理想もすべて含まれているとしている点であらう。

「一 人民のための天皇の政治 政治の精神―天皇の政治は平和主義―政治の方法―国体は最近政治理想を包含す」では、歴代の天皇の政治の精神、目的及び方法について、仁徳天皇、聖徳太子、文武天皇、桓武天皇、明治天皇のそれに言及する。

政治の目的については「我が歴代天皇の御職分は、祖宗の宝祚を継ぎて、この国土及び人民を統治」すること、その目的は「神器の玉に表象されたとく仁である、仁を實現するにある、乃ち天下を泰平にし、人民を幸福安寧」にすることであるとする。

明治天皇が維新の聖諭に「朕こ、に百官諸侯と広く相誓ひ、列聖の御偉業を継述し、一身の艱難辛苦を問はず、親ら四方を経営し、汝億兆を安撫し、遂には万里の波濤を拓開し、国威を四方に宣布し、天下を富岳の安くに置んことを欲す、云々と告げさせ給ふたのは、最も端的に政治の目的を示し給ふた」と、渡辺はいう。

政治の精神については、天皇が「天下に君臨するは、一身のためではないといふ犠牲的精神こそ、我が祖宗の皇漢で、天皇政治の御精神<sup>(33)</sup>」と言い切り、また「天皇の政治は平和主義<sup>(34)</sup>」であることをいくつかの事例を引き合いに出し、中でも明治天皇の御製を引用しながら説く。そして、つぎに日本を帝国主義、侵略主義、軍国主義との視点から見るとは誤りで、こうした面は天皇政治の犠牲的姿勢から国民防禦をはかることからのことであると説く。

明治時代は世界を通じて帝国主義の旺盛の時で、我が国もその選に洩れず、明治天皇は武を尚び、軍事に御心を勞させ給うたので、人或は天皇を以て、資本家の先鋒となつて、侵略主義を行ふ、好戦的な御方であらせられたと思ふならばこれ程大なる誤謬はないのである。或はまた明治天皇は、自ら大元帥とならせられ、皇子、皇族を以て悉く陸海軍人とならしめられ、華族の子弟をもなるべく軍人たるやう御奨励なさせ給うたこと等を以て、軍国主義の証左となすやうであるが、これは軍国主義からといふもさることながら、一は天皇政治の犠牲的半面からで、国民防禦のために、天皇から皇族に至るまで悉く犠牲にならせられた証左である、蓋し生命を的とする、軍事ほど犠牲的のものはないからである。これは決して侵略的の目的からではな

い。要するに我が国民が共和国民である如く、我が皇室も亦平和皇帝である。外国が我が国を以て侵略的軍国主義といふは武勇を貴ぶ、国俗の一端を見て平和を愛好する皇室、国民の本体をみないからである。

へだてなく親しむ世こそ嬉しけれ

となりの国も事あらずして

明治天皇御製（四〇年）<sup>(35)</sup>

政治の方法については、「智恵を本源とする剣によつて表象され、進歩的にして、時の宜に従ふを貴ぶのである。古代はもとより君主若しくは豪族の専制政治であつたが、一国の大事に際しては、衆人を集めて相議し、諮問せられ、独断専決を避けらるゝ風<sup>(36)</sup>」があつたとした後、現代政治の本質は我が国の政治思想の中に存在していたという。

実に国家の政治を君主、若しくは君主周囲の少数者の意志によつてのみ、決定しないで、多数者と共に謀るといふは、我が歴代政治の理想的方法とせられたるもので、これを現代に推し広むるば、君主が統治権を行使するに就て、国民の意思に問ふべしといふ憲法の理想も、自然に出で来るのである。故に現代立憲思想の萌芽及び根底は、既に我が政治思想の中に存在したのである。<sup>(37)</sup>

そして、広く會議を起こし万機公論に決すべしとの考え

により立憲政治の創始となり、普通選挙法の実施となった  
とすると共に、国体には近代の政治理念が包含されている  
と説く。

国体は最近政治理念を包含す。一君万民の平等主義を以て、建国の体制となし、皇位にあるは人民を統治し、その幸福を増進するがため、皇室一家の利益を求めさせたまふためでない。而かも平和を愛好する皇室あり、国民あり、多数者に諮詢し、衆と共に政治を行ふを以て、最良の方法とせらる、我が国体には、期せずして近代の政治理念たる民衆思想とも、社会思想とも一致するといふことが出来る。否なこれ等思想こそ、我が国体の自然的発露の一であると見らるゝのである。民衆主義といへば、労働者の利益のみを主張するものと考ふるは、欧米二三国の皮層の事実のみを見たもので、民衆主義といへば、人民主権を主張するものとなすは、法理上の形式理論に拘泥して、根本精神に徹底しないからである、君主国にも民衆主義はもとより存在する。されば民衆思想といふも、決して我が国体に背馳するものでなく、また決して天皇の大権を侵犯するものでない。<sup>(38)</sup>

#### 4 皇室と社会問題

まず、最初に皇室と社会問題の関係についてどのように見ていたのかを検討し、ついでこの問題の本質に迫るものとして渡辺があげている①「国難」、②「進歩性」、③「社会事業」を上げてみたい。

社会問題の解決には歴史的視点が必要との観点から「社会問題の解決に於ける皇室の地位、及び国民生活に於ける皇室の地位を了解し、皇室の本体、機能及びその作用等を判定し、将来に於ける適、不適等を予測」<sup>(39)</sup>しなといけなという。そして、皇室と社会問題を古代から説き起し明治維新に及ぶ。渡辺によると慶応三年一二月の王政復古の大号令、明治元年の五箇条の御誓文に社会問題の解決と国民生活の安定とが指示されているという。

また、天皇は「産業の發達の窮極の目的は、民生の厚生則ち人民生活の安定豊富」<sup>(40)</sup>と信じていたため、そのために犠牲となった不幸な人民にも思いを寄せ、東京馬車鉄道敷設により立ち退きせざるを得ない民家が多く出そうな時、これを憂い許可を中々出さなかつたことに触れた後、「若し明治天皇を以て資本主義のチャンピオンで、産業の發達のためには、あらゆるものを犠牲に供して、顧み給はなかつた御方と思ふものあらば、これほど大なる誤はない、天

皇には産業の發達は國家の發達で、人民の厚生であるといふ意に於て、奨励<sup>(44)</sup>されたとする。さらに渡辺は、皇室財産なるものは「決して皇室の一身一家に奉享する爲めに費されてあらぬ。御内帑金の多くは慈善賑恤救済の資に充てることを精神とし、株式も「全く産業の奨励と開發の爲めに投資」されたものといふ。

①「第六章 國難と皇室」——ここでのポイントは、「國難に遭うては天皇若しくは皇后皇子が身を以てその難に當り、國家を率ゐさせ給うたことは古今に亘つて変らぬ我が皇室の本領<sup>(45)</sup>」との認識である。

②「第七章 皇室と進歩性」——ここで強調されていることは、「我が皇室の進歩性は、明治を経て大正昭和に入つて、益々發揮せられつゝある。見よ選挙権は幾度か擴張せられ、普通選挙は遂に与へられ、実行せられた、今將に婦人にまで及ばんとしてゐる。皇室の社會問題に対する姿勢は益々深く、皇室中心の社會事業は益々旺盛<sup>(46)</sup>」となり、「古來より我が皇室の進歩性に富み、歴代天皇の時勢を洞察し、時勢に順応し、時の宜に従うて進むの能力の如何に豊富であらせ給うたか、近代に至つて如何にその性が益々發揮せられたか、知らるゝのである。真に社會問題の解決に志し、國民生活の安定を冀ふもの、誰か皇室のこの特質を無視得やうぞ<sup>(47)</sup>」という点である。

③「第八章 皇室と社會事業」——ここでは古代と近代における皇室の社會事業に觸れる。近代ではその種類を三つに分けて紹介する。第一は東京慈善醫院・済生會・愛國婦人会・日本赤十字社・慶福會などの「皇室からの御下賜金<sup>(48)</sup>が主たる基本となり、或は皇室の特別の愛顧によつて創設」された社會事業、第二は既設社會事業の奨励で、当該事業に皇室から金品か下賜し、或いは行幸啓に際してその地の社會事業を御覽になり、功勞者に謁見を仰せ付け、若しくは勅使や御使を差遣してその業を視察させる等、保護奨励しているとし「今日我が國の社會事業にして皇室の保護奨励に預からぬものは殆どない<sup>(49)</sup>」というもので、第三は「風水害その他不時の災害のあつた折に侍從を差遣して、その状を視察せしめ、詳しくその惨害の状を聴召され、罹災者に金品を下賜して救済せられ、慰問<sup>(50)</sup>」することであるといふ。

そして、最後に明治初年以來、經濟上、社會上に自由主義が行われ、生産の増加、發達のみが企図され、「分配の公平や、民衆の幸福は考へられないで、優勝劣敗は社會の免かるべからざる運命で、劣敗者のごときは顧みるに足らぬ、國家がこれに干与する義務がない、國家が事前救済事業に従事するは、勤勉な富民の金を以て、怠惰な貧民を養成するがごときもので、徒に國民を怠惰に導きて、獨立自

營の精神を害する極めて悖理なことであるとのみ考へられて、政府は厳正な制限的救済主義を取つてゐた時代<sup>(49)</sup>に、皇室のみが「深き大御心を国民全体に注がせ給ひ、溢る、ごとき仁慈の御精神を以て、莫大の御内帑金を割いて社会事業<sup>(50)</sup>」を行つてきたという。

## 5 皇室と国民生活

「第九章 皇室と国民生活」で語られている皇室と国民生活の關係についての渡辺の考え方は明瞭である。「第九章 皇室と国民生活」中の「一 明治維新に於ける皇室と国民」で「公議輿論を以て、万民保全の道を求めて国是の基礎を定め、万機親裁を以て永世不朽の皇基を立てようといふのが、時代の精神であつて、天皇親政の裏は、公論政治で、前者を体とすれば、後者は用となる。そうして當時の思潮であつた四民平等の階級打破の思想は、一君万民の王政復古から来た自然の社会思想であつた。さればこの時に於ては、何人も皇室と国民生活の乖離を思<sup>(51)</sup>」、う者はいなかつたとする。

ついで、「二 皇室と国体に関する国民思想の変遷」で、その後の自由民権の展開、即ち加藤弘之の『国体新論』（明治七年）、植木枝盛の『民権自由論』（明治一二年）、田口卯吉の『時勢論』（明治一五年）の論に触れながら進歩主義

と保守主義の対立が生じたとしつつも、

かくて進歩主義者も保守主義者も、それぞれ皇室論を唱へ、皇室と人民との關係を説き、皇室の尊榮を増進するの道を論じた。それで彼等が出発点も、到達点も、略々同一であつたが、その行き方を異にした。彼等は共に新旧思想が相闘ひ、官民相争ふ現下の時勢を見、その余勢が皇室に及ぶことを恐怖するに出発したのである。たゞ進歩主義者は官民の抗争そのものを恐れず、これによつてたゞ民怨の皇室に及ばんこと即ち結果を恐れ、保守主義者は官民の抗争そのものを反上、即ち反皇室のこととなして恐怖し、嫌憎したのである。併し皇室の尊榮とその安泰とを冀ふの情は両者とも同じであつた。がその尊榮と安泰とを招致する方法に至つては、天地宵壤到底一致し能はざる相違があつたのである。<sup>(52)</sup>

と、皇室の尊榮とその安泰とを「冀ふの情」＝共通点と、「招致する方法」＝相違点を指摘する。

ついで、「三 進歩主義者の皇室論」では、

進歩主義者は、本質的に固有の皇室の尊嚴、国体の優秀なる所以を説かないで、人民に対する關係、即ち王道治道を説いて、人民の敬愛を受くべき所以を論じ、政治の組織を改めて、政治のために禍さるゝことのない

きやうにといふのである。自由党の尊皇論のごときはその好例である。もとより時勢に適當するの至論であるが、消極的で、功利的の傾あるのが、積極的に、本質的に、固有の皇室の尊嚴を説く、保守主義者を満足せしめなかつたのである。<sup>(53)</sup>

と、進歩主義者と保守主義者の決定的差異を説く。

「四 保守主義者の皇室論」でいわんとすることは、保守主義者は統治の主体者は天皇であり、主権は天皇にありとの立場であるが、進歩主義者はそれを否定しているので認められないという点にある。

君権過盛の嫌あるを以てこれを分つなといふことに、保守主義者が満足せなかつたことは無理からぬ。他国にあつてはいざ知らず、我が国に於ては実に憚り多きことである。抑も主権とは国家の大権にして最上至高の権なり、若し人民にもその権ありとせば、如何なる事たりとも、人民の自由なり、果して然らば畏れ多くも、我が天皇陛下を何地に置きまゐらすか、と憂へたのである。彼等が皇室の前途を思ひ、民権論を信じ得なかつたのは、かゝる主権論の相異も一の原因であつたのである。<sup>(54)</sup>

「五 進歩主義か保守主義か」で、「世界戦争によつて、あらゆる制度学説が一大試練を経た今日は、冷静にこの両

主義、即ち進歩、保守の功過を批判し得るのである。予輩の觀察にして誤りがないならば、この進歩、保守の両説とも、互に事理の一端を見たまで、その全班を<sup>(55)</sup>「<sup>(55)</sup>」くしていないとした上で、つぎのような見解を示す。

進歩、保守両派が偏頗になつたのは、彼等は共に我が皇室と人民の關係を了解しないで、両者を以て全く別箇の存在とし、互に併立し、対立するものと考へてゐたからであるまいか。箇と人民を別箇の存在と考へるから、敵ともなれば味方ともなる、進歩派が主権は国会にあるといつて、天皇を政治の責任の外に立たしめ、失政から来る民怨の集まることなからしめ、政争の渦外に置くといふも、保守派が主権は天皇にあるといつて、民権の發達は君権を侵害するといふも、明かに天皇と人民を別箇の存在となし、両者が対立すると考へたからである。若し両者の存在が同一のもので、不解決の存在であつたならば、進歩、保守両派の心遣は全く起らない筈である。<sup>(56)</sup>

そして「六 皇室と国民生活の一致」で、「君民同体」、「天皇即国民」、「君民一体」という概念を用いて右の見解をさらに展開する。

惟ふに将来に於ける皇室と国民の關係は、是非ともこの君主対立の考を捨て、君民同体といふ考で行か

ねばならぬ。即ち皇室と国民とは別箇の存在でなくて同一の存在である、従つて利害が一致する、生活が一致するといふ思想に立つのである。天皇即国民とは、嘗て我が憲法の主張と聞いたが、予は更に天皇即国民といはんと欲するのである。予は別に法理を論じ、哲学を説く暇はないが、たゞ過去国民の歴史を見て、また現在国民の生活を見て、皇室といふ思想を離れて、日本の歴史が説明されず、国民の生活が成立し得ないと考へ、また日本国民といふ思想を離れて、皇室の歴史も、生活も成立し得ないと考へるのである。例へば国家の危機は、何時も皇室を中心として脱せられ、国家の存亡の分かるる国難は何時も皇室によつて救はれ、国家の革新と進歩は何時も皇室を中心として成就せられ、社会の存立を危くする社会問題も、国民の生活問題も何時も皇室によつて解決された。<sup>(57)</sup>

ここに、渡辺の社会問題を解決する方法の核をなすものが明きらかにされている。

「七 将来の皇室と国民」では、将来を見据えた発言を展開する。

惟ふに現代の我が国は過渡時代に臨んでゐる。その政治、法律や、社会の諸制度には、改造を要すること極めて急なるものが多い。蓋し我が現在の制度、文物の

半は、立憲政治の創始以前に於て、若しくはその以後に於て定められ、作られ、或は成立つたものである。申すまでもなく、この時代は皇室と国民とは対立的に考へられ、一の強盛は他の衰弱と考へられ、所謂官民の抗争は熾烈を極め、内乱に至りはせぬかと案じられた程であつた。この時代の為政者の努力は多く民権の發達によつて、皇室や国家の侵犯さるゝおんを防禦するといふことに於て費された。岩倉、伊藤、山県諸公の事業は、この思想によらなくては理解されないことが多いのである。日清の役は幸に国民の精神を転換せしめ、協調せしめたが、国家はたゞ富国強兵を以て唯一の目的となし、内にあつては産業の發達、外にあつては国威の宣揚といふことより外の考がなかつた。所謂帝國主義や、資本主義の發達期であつた。これ等の時代の精神を反映し、擁護した制度文物と、その施設が世界戦争後国家組織の要素が著しく変遷し、その思想が変更した今日に於て相容れず、是非とも改造し、革新せねばならぬもの多きは、当然のことである。<sup>(58)</sup>

人民を離れて皇室なく、皇室を離れて人民なきことは、我が国の特色である。皇室の尊榮と国民の幸福とは一にして決して二でないのに、今日この二者が動もすれ

ば乖離して、右傾となり、左傾となるは果して何の理によるか、これ全く君民一体の理が徹底し、社会の組織制度が未だこの理によつて成立しないためによるのであるまいか。若し真に予が信ずるがごとき皇室中心主義に於て、社会が完成せられ、真に君民一体の理が、国家の形態に於て、その精神に於て、真に徹底したならば、何処に右傾と左傾とを分つことが出来るであらうか。かくてこそ挙国一体、君民一致して、共存共栄、国体を不拔に培ひ、民族を無疆に蕃くし、維新の宏謨を顕揚すること、なるのである。<sup>59</sup>

## 五 渡辺の解決策

では、渡辺のいう社会問題を解決する方法とはどのようなものか。それは「第十二章 結論」で説かれる。「一 聖詔を拝読し社会問題の倫理的解決を論じて結論に及ぶ」では、明治天皇（明治四四年二月一日、内閣総理大臣桂太郎宛 詔勅）、大正天皇（関東大震災後の大正一二年一月一〇日付）、昭和天皇（践祚朝見後の昭和元年二月二八日）の三つの詔を引用しながら、明治天皇は「社会問題とその運動の勃興とを未然に見て、その指導の謬ることなからんを望み、社会の弱者を憐み、その救済に努め」<sup>60</sup>、大正天皇は「博愛共存の誼をあつくし、一己の利害に偏せず、公益世務に竭す」<sup>61</sup>、

昭和天皇は「挙国一致、共存共栄を図る」としていることから、皇室は「国家の興隆と民族の安楽とは等しくその至らんとする目途である。聖帝の時勢を觀、国民の前途を案じたまうたことは真に同一」<sup>62</sup>であったとする。右のことから渡辺は、国体の変更論に憂慮の念を示す。

「一 倫理的解決の条件」では、社会問題は歴史的必然との前提の下、問題の解決には如何なる主義、手段、状態で解決すが至当であるかと問い、「社会主義か、社会政策か、急か、漸か、独か、露か、英か、仏か、はた日本か、旧か、新か、<sup>63</sup>右か、左か、これは何人も容易に決し能はぬ難問題である」として、いずれにしても「抛らねばならぬ守らねばならぬ約束」<sup>64</sup>があり、この約束を守らないと真に問題を解決できない、それが「問題解決の基礎となり、根本」<sup>65</sup>となるもので、それが「倫理的解決」であるという。

また渡辺は、一九世紀の文明の進歩は、「戦争の惨害を見て、国際公法を作つて、戦争を人道的ならしめたが、今日社会の進歩は、社会闘争を倫理化する方法を發見せぬであらうか。予は近時の社会運動を視て、倫理を説き、正義を断ずるの必要を痛感」<sup>67</sup>するとの問題意識を吐露する。

では渡辺は、社会問題の倫理的解決をどのようなものとして説くか。彼は、「総て人間行為の倫理的といふには三要件」があるとし、正しい動機、合理的手段、善なる結果の三つ

をあげる。そして、「三 労資両者の反省」で正しい動機とは「総ての人が社会問題及び運動に就て、互に同情を有し、正しき理解を有する」<sup>(68)</sup>ことであるという。「四 合理的で秩序的」で合理的手段とは「合理的といふは法律に從ふといふ合法的の外に、道理に從ふ、正義に從ふ」<sup>(69)</sup>ことであり、「現代の社会組織や制度を倒すには、またこれを倒すべき真の必要と倒さねば止めといふ勢とがなければならぬ。予は社会組織の变革を以て、我が国体を破壊するとなる固陋の見解を排するが、而かも時機の至らぬに猥りにこれを変革せんとするは、徒に社会の秩序を紊亂し、人民の安寧を害するのみである、断じて採る能はざる主義である、手段である」<sup>(70)</sup>とする。「五 全国民の幸福」で善なる結果とはどのようなものであるか。渡辺は、つぎのように説く。解決によつて総ての階級、総ての国民の生活が安定し、豊富となることである。仏蘭西革命は中産階級の革命で、その恩恵に浴したものは、中産階級の人々であつた。これに反し、近時の露西亜革命は、労働者階級の革命で、その恩恵に浴したものは、主として労働者であつた。予輩の社会問題の倫理的解決によつて、招致されるものは、決してかゝる一部階級の利益のみを来すものであつてはならぬ。全国民の幸福を招致するものであらねばならぬ。かの『此れ宜く眼ヲ国家ノ大局

ニ著ケ拳国一致共存共榮ヲ之レ図リ国本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無窮ニ蕃クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ戀ムベシ』といふのはこれをいふのである。<sup>(71)</sup>

「六 皇室と国民は一体」では、自説である社会問題は歴史的研究と比較的研究を併用して「世界共通の必然的な歴史事実」であることを理解し、「固陋排外の見を去り、歴史によつて我が社会問題の歴史的必然の勢に出ることを知る共に、その特殊の地位を了解し、徒に模倣的解決を避けねば」ならないと述べ、日本国民は「特殊の国体」を有し、「特殊の皇室を奉戴」し、「特殊の立場」にあることを理解し、「社会問題の特殊性」を知り、その「特殊の解決」を志さねばならないという。そして、「皇室の存在と皇室の繁栄とが、最も社会問題の解決に資し、国民生活の完成に資するものであるといふは、実に我々に与へられた万邦無比の天佑」<sup>(72)</sup>でなければならぬとする。

### おわりに

以上、渡辺幾治郎の新皇室論を検討してきた。

福沢諭吉は、『帝室論』で「帝室ハ政治社外ノモノナリ」<sup>(74)</sup>と意義・位置付け、諸集団の利害衝突が絶え間なく生起する現実社会において、帝室がそれらの上に立ち調整役として有機的に機能していることの中に存在価値があると見た。

しかし、渡辺は、時代が進み複雑極まりない社会となった二〇世紀においては、福沢の考えを共有することで皇室の存在価値を見出すことができないという。

では、渡辺の考えとは如何なるものか。まず彼は、社会問題は歴史的必然と捉え、つぎに日本での解決は日本の特殊性の下に解決できるとする。即ち、欧州のように皇室を排除するのではなく、皇室と国民が一致することで問題の解決が図られるというのである。そこには「君民同体」、「天皇即国民」、「君民一体」という概念がある。渡辺は、皇室が反社会的存在なのではなく国民の豊かな生活を実現する上において絶対的存在と位置づけ、そのことを国民は深く理解すべきと強く唱える。

そして、渡辺の皇室観を突きつめると、つぎのようなものとなる。

我々の留意せねばならぬことは、我が皇室の普遍的なことである。一視同仁総ての階級、総ての人民の味方として、総ての階級、総ての人々の幸福を望み、所謂一人もその処を得ざることなきを欲したまふ広大な博愛仁慈の精神に溢れさせたまふことである。<sup>(15)</sup>

だが、渡辺のいう我が国特有の国体に基づく天皇の統治行為を含めた有り様と、近代の歴史及び政治が追い求める民主主義とは矛盾・対立するものではないとの考え方を、

現実の歴史の中に置いて見ると深く考えさせられる点が多い。

現実の社会は、国家的社会的諸勢力が自らの目的実現のために活動を重ねている。筆者は、政治とはそれら諸勢力の利害調整をはかる行為の総体を意味していると考えている。そうした現実の中に、渡辺のいう皇室と国民の関係を築くことは可能であつたらうか。

彼は、自らが提示する理念を政治より上位のもの、また政治のあり方を決めることができるものと考えていたが、渡辺がまさに生きていた昭和戦前期、帝国日本は信じられない早さで崩壊してしまった。その現実を眼前にして、彼は自らの理念の可能性についてどのような見解を持ったのであろうか。現実の国家・社会の中に理念の優越性を確立することの困難さを感じたのであろうか。こうした点については、渡辺と戦争調査会の関係をより深く検討すること考えてみたい。

また、渡辺のいう新しい皇室論を検討し、彼の説く理念の意味を考え、近代における皇室と国民との関係を考察することは、戦後の「象徴としての天皇」と「主権者として国民」との関係をどのように形成すべきかという点に深く結びついている。渡辺の理念は依然として色あせることなく我々に迫ってくる。その検討は、今日の問題と深く連携

しているので今後の研究課題として突き詰めていきたい。<sup>(76)</sup>  
なお、本稿では『皇室新論』の渡辺の考えを充分検討できなかったところがあるが、それらは別の機会に譲らせていただくこととしたい。

## 註

- (1) 「歴史家渡辺幾治郎について―「明治天皇紀」編修との関連から―」(堀口修監修・編集/渡辺幾治郎著『明治天皇関係文献集』〈クレス出版、平成一五年〉)第一巻所収、「渡辺幾治郎と戦争調査会」(宇高良哲先生記念論文集刊行委員会編『宇高良哲先生記念論文集 歴史と仏教』〈平成二四年〉)所収。
- (2) 渡辺のヨーロッパ近代史の知識を知るものとして、大正一一年に翻訳・刊行したジー・エス・シャピロ『現代欧州政治及社会史』(早稲田大学出版部)がある。本書は、著者によると「十九世紀に於ける欧洲文明の進化を簡約に叙述」(原序)したものである。
- (3) 前掲「歴史家渡辺幾治郎について―「明治天皇紀」編修との関連から―」を参照。
- (4) 渡辺の著作については、前掲「歴史家渡辺幾治郎について―「明治天皇紀」編修との関連から―」を参照。
- (5) 渡辺と憲政史編纂会の関係については、「座談会 維新史研究の歩み第六回―明治憲政史を中心として―」(『日本歴史』第二五一号、一九六九年)、大久保利謙「私の近代史研究(続)」(『日本歴史』第四〇五号、一九八二年)、桑原伸介「修史事業の歩み―資料収集を中心に―」
- (6) この成果と推定されるものに「明治天皇の外政」があるが、筆者は実見していない。これは、外務省百年史編纂委員会編纂『外務省の百年』上巻(原書房、一九六九年)の三二二頁に「外務省蔵 渡辺幾治郎編稿本、「明治天皇の外政」と記されていることから知れる。
- (7) 戦争調査会(発足当初は、大東亜戦争調査会と称した)は、昭和二〇年一月、幣原喜重郎内閣の下、敗戦の原因と実相を調査することを目的に設置されたものである。渡辺と戦争調査会の関係については、前掲「渡辺幾治郎と戦争調査会」を参照。
- (8) 『日本社会問題史観』、一頁～二頁。
- (9) 『皇室と社会問題』、二二九頁～三三二頁。
- (10) 『皇室新論』、二頁。
- (11) 同右。

- (12) 『皇室新論』、五頁。  
 (13) 『皇室新論』、六頁。  
 (14) 同右。  
 (15) 『皇室新論』、七頁。  
 (16) 同右。  
 (17) 『皇室新論』、八頁。  
 (18) 『皇室新論』、九頁。  
 (19) 『皇室新論』、一一頁。  
 (20) 『皇室新論』、一二頁。  
 (21) 『皇室新論』、一三頁。  
 (22) 同右。  
 (23) 同右。  
 (24) 『皇室新論』、一四頁。  
 (25) 『皇室新論』、一五頁。  
 (26) 『皇室新論』、一六頁。  
 (27) 『皇室新論』、一七頁～一八頁。  
 (28) 『皇室新論』、一九頁～二〇頁。  
 (29) 『皇室新論』、六二頁～六三頁。  
 (30) 『皇室新論』、七三頁。  
 (31) 『皇室新論』、七五頁。  
 (32) 『皇室新論』、七七頁。  
 (33) 『皇室新論』、七九頁。  
 (34) 『皇室新論』、八三頁。  
 (35) 『皇室新論』、八七頁～八八頁。  
 (36) 『皇室新論』、八八頁。  
 (37) 『皇室新論』、九三頁。  
 (38) 『皇室新論』、九六頁～九七頁。

- (39) 『皇室新論』、一〇五頁～一〇六頁。  
 (40) 『皇室新論』、一二七頁。  
 (41) 『皇室新論』、一二八頁。  
 (42) 『皇室新論』、一三〇頁。  
 (43) 『皇室新論』、一三六頁。  
 (44) 『皇室新論』、一五〇頁。  
 (45) 『皇室新論』、一五〇頁～一五一頁。  
 (46) 『皇室新論』、一六六頁。  
 (47) 『皇室新論』、一七二頁。  
 (48) 『皇室新論』、一七五頁。  
 (49) 『皇室新論』、一七七頁。  
 (50) 同右。  
 (51) 『皇室新論』、一八〇頁～一八一頁。  
 (52) 『皇室新論』、一九一頁～一九二頁。  
 (53) 『皇室新論』、一九七頁～一九八頁。  
 (54) 『皇室新論』、二〇七頁～二〇八頁。  
 (55) 『皇室新論』、二〇九頁～二一〇頁。  
 (56) 『皇室新論』、二一〇頁～二一一頁。  
 (57) 『皇室新論』、二一四頁。  
 (58) 『皇室新論』、二二八頁～二二九頁。  
 (59) 『皇室新論』、二三三頁～二三四頁。  
 (60) 『皇室新論』、三二八頁～三二九頁。  
 (61) 『皇室新論』、三二九頁。  
 (62) 同右。  
 (63) 『皇室新論』、三三〇頁。  
 (64) 同右。  
 (65) 同右。

(66) 同右。

(67) 『皇室新論』、三三一頁。

(68) 『皇室新論』、三三二頁。

(69) 『皇室新論』、三三六頁。

(70) 『皇室新論』、三三八頁。

(71) 『皇室新論』、三三九頁。

(72) 『皇室新論』、三四〇頁。

(73) 『皇室新論』、三四二頁。

(74) 『皇室新論』(編輯兼出版人飯田平作、一八八二年)、一頁。

(75) 『皇室新論』、三四一頁。

渡辺は、『皇室新論』で明治天皇の御事蹟を御製を添えて「聖徳」として説いている。明治天皇をめぐる聖徳論については、佐藤一伯氏の『明治聖徳論の研究 明治神宮の神学』(国書刊行会、二〇一〇年)があり、本稿作成においても佐藤氏の研究から多くのことを学ばせていただいた。

(大正大学非常勤講師)